

市の考えを問う 一般質問

9月18日・19日・20日の3日間行われた一般質問の主な質問（Q）と答弁（A）の概要を掲載します。



鶴ヶ島駅西口

Q 「圏域」による連携と本市の都市政策

うちのよしひろ
内野 嘉広 議員



A 本市のあるべき方向性を検討していく

問 「圏域」構想をどのように捉えているか。

答 人口増加等に応じて変化してきた自治体の機能は、今後、人口減少や高齢化への対応に転換していかねばならず、個別自治体における対応にとどまらないとされている。自治体の機能や公共サービスを圏域において効率的に維持するという概念は理解でき、本市も例外ではないと考えている。近隣市町と比較した本市の優位性と劣位性について。

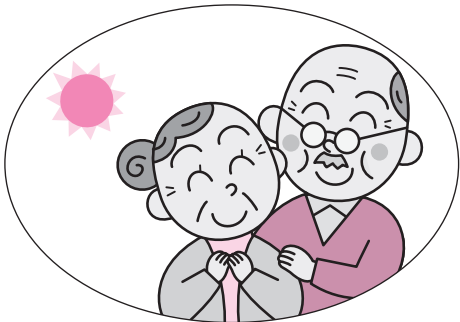
答 優位性としては、3つの鉄道駅と2つの高速道路等のインターチェンジを有する交通の利便性があり、自然災害が起りにくい安全性や市域がコンパクトで高低差が少ない良好な居住性も挙げられる。劣位性としては、風光明媚いな観光資源に乏しい点である。

問 「圏域」構想からの本市の目

指す都市政策の方向性について。

答 各市町村の特長をお互いに活用し合うことも重要であり、本市では、自然災害が少ない居住環境を生かしていくことが考えられる。今後、国が検討している自治体連携のあり方のほか、財政措置の手法も注視し、本市のあるべき方向性を検討していく。

◎**その他の質問** 安心・安全のまちづくりについて



問 生活保護の原理・原則をどう認識し、具体化しているのか。

答 日本国憲法第25条の理念により、生活に困窮する全ての国民の最低生活保障を国が直接の責任において行い（国家責任の原理）、暴力団員を除き、生活に困窮しているという経済状態だけに着目して保護を行う（無差別平等の原理）ものである。また、健康で文化的な最低限度の生活水準の維持を保

障する（最低生活保障の原理）が、世帯全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを前提としている（補足性の原理）。

職権による保護もできるが、保護を必要とする要保護者、その扶養義務者又は同居の親族の申請に基づいて開始し（申請保護の原則）、定められた基準に基づき、要保護者の需要を測り、基準に満たない不足分を補う程度のもの（基準及び程度の原則）となる。また、要保護者の年齢や性別、健康状態等、又はその世帯の個別の実情に即して、有効かつ適切に保護を実施すべきこと（必要即応の原則）とされ、保護の要否及び程度を判断する場合の単位は、世帯を原則とする（世帯単位の原則）。

**Q 「生活保障」法の真価
発揮を**

おおた
太田 忠芳 議員

ただよし

**A 生活保護法等に基づき、生活
保護を適正に実施している**

